

KANADE Business Compass

施工管理技士 技術検定制度の改正情報 / 年度更新申請書・算定基礎届の提出時期です



【建設業の皆様へ】 施工管理技士 技術検定制度が大きく変わりました！

～今こそ資格取得！メリットと新制度のポイントを徹底解説します！～

建設業を営む皆様にとって、技術者の確保と育成は常に重要な課題ではないでしょうか。その鍵ともなる「施工管理技士」の技術検定制度が、令和6年度から大きく変わりました。この機会に制度を理解し、技術力向上、そして企業力アップに繋がしましょう。本記事では、資格取得のメリットと改正の重要ポイントを解説します！

1 級				
学歴・ 保有資格	旧受験資格 ※1 ※いずれも指導監督の実務経験 1 年を含む必要あり		新受験資格	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定 ※2、※3
大学	卒業後、実務経験 4.5 年以上 ※指定学科卒：卒業後、実務経験 3 年以上		19 歳以上 (受験年度末時点)	◆1 級 第一次検定合格後、 ・実務経験 5 年以上 他 ※4 ◆2 級 第二次検定合格後 ・実務経験 5 年以上 (1 級第一次 検定合格者に限る) 他 ※4
短大、高専	卒業後、実務経験 7.5 年以上 ※指定学科卒：卒業後、実務経験 5 年以上			
高等学校	卒業後、実務経験 11.5 年以上 ※指定学科卒：卒業後、実務経験 10 年以上			
2 級合格者	条件なし	2 級合格後、実務経験 5 年以上 (1 級第一次検定合格者に限る)		
上記以外	実務経験 15 年以上			

2 級				
学歴・ 保有資格	旧受験資格		新受験資格	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定 ※2、※3
大学	17 歳以上 (受験年度末 時点)	卒業後、実務経験 1.5 年以上 指定学科卒：卒業後、実務経験 1 年以上	17 歳以上 (受験年度末時点) ※従前どおり	◆2 級 第一次検定合格後 ・実務経験 3 年以上 (建設機械種 目については 2 年以上) ◆1 級 第一次検定合格後 ・実務経験 1 年以上
短大、高専		卒業後、実務経験 3 年以上 指定学科卒：卒業後、実務経験 2 年以上		
高等学校		卒業後、実務経験 4.5 年以上 指定学科卒：卒業後、実務経験 3 年以上		
上記以外		実務経験 8 年以上		

令和10年度まで
二次検定は旧受験資格と
新受験資格のどちらかを選
択して受験することが
できるんだ！



(※1) 旧受験資格は主な受験資格のみ記載 (※2) 「第一次検定合格」については、令和3年度以降の第一次検定合格が対象、また「2 級第二次検定合格」については、令和2年度以前の2 級技術検定合格も対象 (※3) 関連資格による受験要件は国交省のサイトを参照 (※4) 主な受験資格のみ記載

施工管理技士の資格を持つメリットは？

- ◆ 該当の業種について、営業所技術者等（旧：専任技術者）の資格要件を満たすことができます！
- ◆ 経営事項審査（経審）で、実務経験による資格よりも加点が高くなります！
- ◆ 計画的な技術者育成とキャリアアップの促進、将来への備えも可能です！
- ◆ 主任技術者・監理技術者として活躍の場が広がります！
- ◆ 企業の信頼性・競争力アップに繋がります！

今回の制度改正、ここがポイント！

1. 第一次検定が受けやすくなりました！
1 級：19 歳以上、2 級：17 歳以上（年度末時点）で受験が可能に。学歴関係なし、実務経験も不問になりました。
2. 第二次検定の受験資格も新しく！
新受験資格は「卒業後」の実務経験ではなく「第一次検定合格後」の実務経験が必要になります。
3. 令和10年度までは旧制度を選択することが可能です（経過措置）
ご自身の状況に合わせて、有利な方を選択して受験することができます。

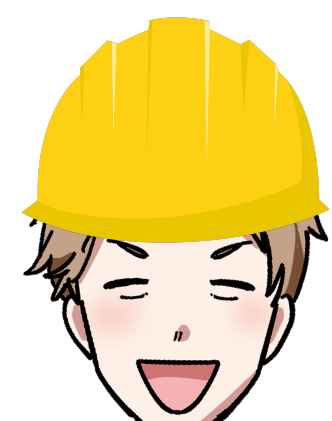
旧受験資格・新受験資格どちらが良い？



ベテラン社員
のみなさま

令和11年度以降は新制度のみとなるため、第一次検定合格後の実務経験が必要となります。これまでのご経験を最大限に活かすためには、令和10年度までに旧受験資格での合格を目指すのがおすすめです。

「新受験資格」では学歴に関係なく、1 級の一次検定は19 歳以上で受験できるようになりました。1 次検定を早めに受験しておくことで、以前よりも早く二次検定に望むことが可能になります。



若手社員
のみなさま

【重要！】労働保険「年度更新」・社会保険「算定基礎届」の手続きのお知らせ

毎年6月から7月にかけては、事業主の皆様にとって非常に重要な労働保険・社会保険の手続きが集中する時期です。今回は、「労働保険の年度更新」と「社会保険の算定基礎届」について、概要とポイントをお知らせいたします。

労働保険の「年度更新」とは

労働保険とは？

労働保険とは「労災保険（労働者災害補償保険）」と「雇用保険」の総称です。



どんな手続？

前年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の確定保険料と、今年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の概算保険料を申告・納付する手続きです。

一括有期事業の場合

※建設の事業や立木の伐採の事業において、一定の要件を具備する場合。下記では建設の事業について記載。

複数の工事現場をまとめて一つの事業として労働保険の手続きを行う「一括有期事業」の場合、申告書の他に一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の作成も必要となります。

提出期限

令和7年6月2日（月）から令和7年7月10日（木）

社会保険の「算定基礎届」とは？

社会保険とは？

社会保険とは「健康保険」と「厚生年金保険」の総称です。

どんな手続？

実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全被保険者の3カ月間（4月、5月、6月）の報酬月額を届出し、毎年1回標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納める保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。



提出期限

令和7年7月1日（火）から令和7年7月10日（木）

※顧問社会保険労務士に依頼している場合や、労働保険事務組合に加入している場合は別途期限が設けられている場合がございますのでご注意ください

なぜこれらの
手続きが大切なの？



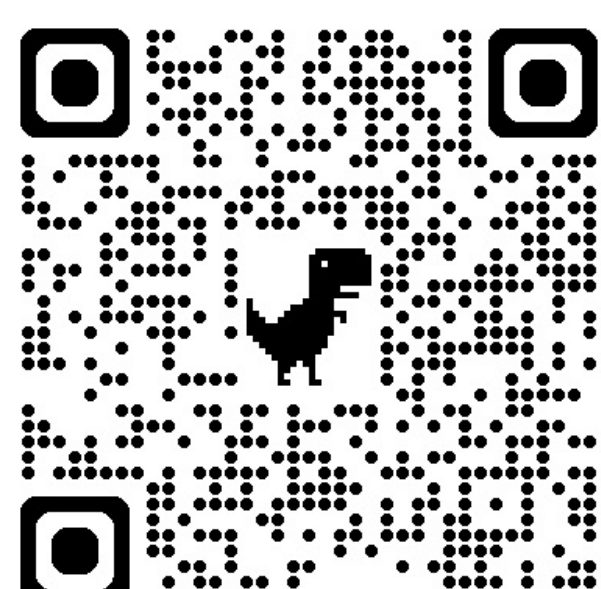
・法律で定められた事業主の義務であり、提出遅延や誤りがあると追徴金や延滞金が発生する場合があります。

・従業員の保険給付（労災、失業手当、健康保険、年金等）にも影響する、重要な手続きです。

手続きの詳細やご不明な点がございましたら、顧問の社会保険労務士、労働保険事務組合にご確認いただくか、ご確認先が分からない場合はかなで労務パートナーズにご相談ください！

編集後記 - Editor's Note -

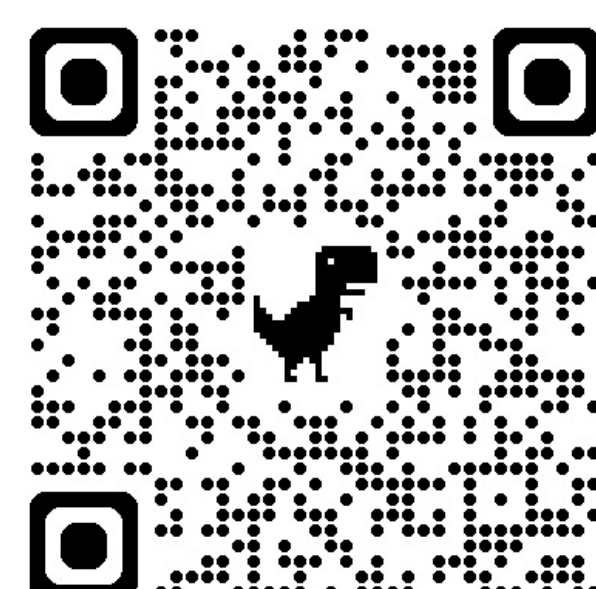
今月は施工管理技士制度の改正内容についてをメインでお伝えいたしました。旧受験資格で施工管理技士試験に挑戦できる回数は数えられるほどしかありません。となると早めに受験検討した方が良い方もいるのでは？と話題になり今回ぜひ載せたいと思いました。実は社内でも「2級建築施工管理技士試験」の受験を検討している者がいるとの噂が…！先日ご来所頂いた社長と試験勉強話で大変盛り上がりおりましたが、横にいた私は初めて聞く用語ばかりで呪文のように感じていました。カタカナと英語は一気に覚えるのが難しくなる私です…。以上、今月号もありがとうございました。（内島）



▼KANADE business Compassのバックナンバーをお読みいただけます。翌月号もこちらからぜひご覧ください！



▼かなで行政書士法人の公式LINEです。お問い合わせもこちらからしていただけます。今月号の感想もぜひお送りください！



▼かなでくんLINEスタンプ絶賛発売中！大変使いやすいラインナップとなっておりますので、一度覗いてみてください。